

により、事業者の理解を深めるものとする。

#### (市民等に対する支援)

第16条 市は、市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策の推進に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

#### (苦情等の申出)

第18条 市民等は、男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、苦情処理委員の意見を聴き、迅速かつ適切に処理するものとする。

#### (相談の申出)

第19条 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

#### (男女共同参画審議会の設置)

第20条 市に、高槻市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること。

(2) 男女共同参画計画の実施状況に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者

(4) 市民

5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 附属機関に関する条例（高槻市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中高槻市男女共同参画審議会の項を削る。

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

別表第15号中「専門委員」の次に「（男女共同参画苦情処理委員を除く。）」を加え、同表中第64号を第65号とし、第16号から第63号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

16	専門委員（男女共同参画苦情処理委員）
日額	16,600円

